

大口町告示第28号

大口町農力造進事業化研究支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町農力造進事業化研究支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大口町内の地域産業の活性化及び地域農業の振興に資することを目的として、農業法人が行う新たな特産品等の開発又は販売促進等の事業（以下「農力造進事業化研究事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域計画 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下「基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づく地域農業経営基盤強化促進計画をいう。
- (2) 農業法人 大口町内に主たる事務所又は事業所を有し、かつ会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項の規定に基づく会社をいい、かつ地域計画に定める区域において利用する農用地等を定められた農業を担う者をいう。ただし、当該地域計画が基盤法第19条第8項に基づく公告がない場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）附則第11条の規定に基づき公表した中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者をいう。
- (3) 原材料 商品を製造又は加工するための主原料又は副原料をいう。
- (4) 高付加価値農産物等 町内における生産例がきわめて少ない農産物又は原材料として製造若しくは加工することにより高付加価値化が期待できるものと町長が認める農産物
- (5) 特産品等 農業法人が生産した高付加価値農産物等を原材料として製造又は加工された商品で、町長がこの要綱の目的を達成するために必要と認める特産品をいう。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、次の各号のいずれにも該当する農力増進事業化研究事業とする。

- (1) 特産品等の開発に必要な原材料となる農産物の生産等事業
- (2) 特産品等の開発事業
- (3) 特産品等の販売促進事業
- (4) 前3号に携わる人材育成事業

2 町長は、やむを得ないと認める場合に限り、補助金の交付対象事業を前項各号のいずれかに該当する一以上の事業とすることができる。

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、別表第1に掲げる経費とする。

(交付対象者)

第5条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 農業法人
- (2) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認める場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第1に掲げる額とし、100万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 申請者は、農力造進事業化研究事業に着手する前に、大口町農力造進事業化研究支援補助金交付申請書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 農力造進事業化研究事業の実施計画に関する書類（以下「事業実施計画書類」という。）
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めた場合は、大口町農力造進事業化研究支援補助金交付決定通知書（様式第2。以下「交付決定通知」という。）により、申請者に通知する。

(事業の変更等)

第9条 交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業実施計画書類を変更、中止又は廃止（以下「変更等」という。）する場合は、大口町農力造進事業化研究事業実施計画変更承認申請書（様式第3。以下「承認申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の事業実施計画書類
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類は、事業実施計画書類を中止又は廃止する場合に限り、省略することができる。

3 町長は、承認申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、適当と認める場合は、大口町農力造進事業化研究事業実施計画変更承認通知書（様式第4）により、交付決定者に通知する。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業が完了したときは、大口町農力造進事業化研究支援補助金実績報告書（様式第5。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期日は、事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

(補助金額の確定等)

第11条 町長は、実績報告書を受理したときは、報告書等の審査に加え、必要に

応じて現地調査等を行い、事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額を確定し、実績報告書を受理した日から30日以内に大口町農力造進事業化研究支援補助金額確定通知書（様式第6。以下「額確定通知書」という。）により、交付決定者に通知する。

（補助金の請求等）

第12条 交付決定者は、額確定通知書を受理したときは、請求書（概算払請求書）（様式第7。以下「請求書」という）により、町長に補助金の請求をするものとする。

2 交付決定者は、町長が特別の理由があると認めた場合において、額確定通知書を受理する前に、請求書により、町長に補助金の全部又は一部の概算払を、請求することができる。

3 交付決定者は、前項に規定する概算払を行った場合は、速やかに補助金の精算を精算払請求書（様式第8）により、町長に請求するものとする。

（補助金の交付）

第13条 町長は、請求書を受理したときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の一部又は全部を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第14条 交付決定者は、補助金を受けて導入した財産については財産管理台帳に整理し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数の期間は処分できないものとする。

（帳簿等の保管）

第15条 交付決定者は、事業に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条・第6条関係)

事業区分	補助対象経費	補助金の額
<p>(1) 特産品等の開発に必要な原材料となる農産物の生産等事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・種子、種苗及び苗木の購入に要する経費 ・農業用機械の導入・リースに要する経費 ・生産資材の導入に要する経費 ・農業保険法(昭和22年法律第185号)第98条第1項第7号に規定する施設園芸用施設の導入に要する経費 ・乾燥調製施設の建築に要する経費 ・穀類乾燥調製貯蔵施設の建築に要する経費 ・集出荷貯蔵施設の建築に要する経費 ・農地改良に要する経費 ・土壌改良に要する経費 ・燃料費 ・光熱水費 ・その他町長が必要と認める経費 	<p>事業実施計画及び収支予算書による補助対象経費の総額(上限額100万円)</p>
<p>(2) 特産品等の開発事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物処理加工施設の建築に要する経費 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・商品を製造又は加工するための機械器具の導入に要する経費 ・成分分析及び検査に要する経費 ・光熱水費 ・商品開発に係るアドバイザー等に対する謝金 ・消耗品の購入に要する経費 ・その他町長が必要と認める経費 	
<p>(3) 特産品等の販売促進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・販売施設の建築導入に要する経費 ・販売車両の導入に要する経費 ・貯蔵・保管施設の建築に要する経費 ・市場調査に要する経費 ・販路開拓及びブランディングに係るアドバイザー等に対する謝金 ・デザインに要する経費 ・包装及び梱包に要する経費 ・インターネットを活用した販売促進（WEB販促） 	

	<p>に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告又は宣伝等に要する経費 ・ イベント出展又は商談会等の販路開拓に要する経費 ・ 会場借上に要する経費 ・ 通信運搬に要する経費 ・ 印刷製本に要する経費 ・ 消耗品の購入に要する経費 ・ その他町長が必要と認める経費 	
<p>(4) 前3号に携わる人材育成事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費 ・ 研修に要する経費 ・ その他町長が必要と認める経費 	

様式第 1 (第 7 条関係)

大口町農力造進事業化研究支援補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

所在地

名 称

大口町農力造進事業化研究支援補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり事業を実施したいので、補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請金額
- 2 添付書類

様式第 2 (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

大口町農力造進事業化研究支援補助金交付決定通知書

様

大口町長



年 月 日付け 第 号で補助金の申請のあった事業について、大口町農力造進事業化研究支援補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

- 1 補助金交付決定額
- 2 遵守事項

補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け第 号で交付申請のあった補助金交付申請書記載のとおりとする。また、この補助事業の実施にあたっては、町費補助金等の予算執行に関する規則及び大口町農力造進事業化研究支援補助金交付要綱に従わなければならない。

様式第3（第9条関係）

年 月 日

大口町農力造進事業化研究事業実施計画変更承認申請書

大口町長 様

所在地

名 称

大口町農力造進事業化研究支援補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、
年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下
記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、申請します。

記

- 1 変更（中止又は廃止）の理由
- 2 添付書類（中止又は廃止の場合は省略可）

様式第4（第9条関係）

第 号
年 月 日

大口町農力造進事業化研究事業実施計画変更承認通知書

様

大口町長



年 月 日付で申請のあった大口町農力造進事業化研究事業実施計画の変更（中止又は廃止）について、大口町農力造進事業化研究支援補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、承認します。

様式第5（第10条関係）

年 月 日

大口町農力造進事業化研究支援補助金実績報告書

大口町長 様

所在地

名 称

大口町農力造進事業化研究支援補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、
年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、
下記のとおり事業を実施したので、その実績を報告します。

記

- 1 実績報告額
- 2 添付書類

様式第6（第11条関係）

第 号
年 月 日

大口町農力造進事業化研究支援補助金額確定通知書

様

大口町長



年 月 日付けで提出のあった大口町農力造進事業化研究支援補助
金実績報告書を審査した結果、年 月 日付け 第 号により交付
決定した補助金額については、大口町農力造進事業化研究支援補助金交付要綱第1
1条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金額

様式第7（第12条関係）

年 月 日

請求書（概算払請求書）

大口町長 様

所在地

名称

大口町農力造進事業化研究支援補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、
年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、
下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 概算払

交付 決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 額 (A) - ((B)+(C))	備 考
円	円	円	円	

様式第8（第12条関係）

年 月 日

精算払請求書

大口町長 様

所在地

名称

大口町農力造進事業化研究支援補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、
年 月 日付け 第 号で補助金額の確定のあった事業について、補助金の精算をします。

記

1 補助金精算明細

補助金決定額 (A)	概算払受領済額 (B)	補助金請求額 (C) = (A) - (B)
円	円	円

①(C) > 0の場合

精算による追加請求額 (C)

②(C) < 0の場合

精算による返納額 (C)